

平成 28 年 9 月 29 日

『改正個人情報保護法 Q & A』  
～ 第 16 回 個人データの消去～

執筆者：渡邊 雅之

\* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email [m-watanabe@miyake.gr.jp](mailto:m-watanabe@miyake.gr.jp)

平成 29 年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成 28 年 8 月 2 日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』<sup>1</sup>）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

---

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「現行保護法」

現行の個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「現行施行令」

現行の個人情報の保護に関する法律施行令

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「経産省ガイドライン」

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のこと。

「金融庁ガイドライン」

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」のこと。

「番号法ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)のこと。

**Q 改正保護法により、利用しなくなった個人データは消去しなければならなくなるのですか。**

A 改正保護法においては、個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する努力義務を負うこととなります。

#### 【解説】

### 1 改正の背景

現行保護法においては、個人情報（個人データ）の取得段階、利用段階、保有段階、提供段階についての規定が設けられていますが、必要なくなった個人データの取扱いに関する規定、すなわち、廃棄・削除段階の規定はありません。

この点、「利用目的の達成に必要な範囲」（保護法 16 条）を超えた場合には、速やかに消去すべきと考えられてきましたが、利用目的は多岐にわたることから個人情報を保存していることが直ちに同規定に違反するとは考えられませんでした（「一問一答 改正個人情報保護法」（商事法務）66 頁）

しかしながら、クラウドコンピューティングの普及等、情報通信技術の進展に伴い、安価で簡単に膨大な量の情報が保有し続けられることから、個人情報を利用しなかった後も半永久的に保有し続けられるのではないかと個人の不安が高まっていることから本規定が定められました。

### 2 改正内容

改正保護法においては、個人データの内容を正確かつ最新の内容に保つとの努力義務に追加して、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する努力義務が定められました。

事業者の負担や事業者の営業の自由を考慮して、「義務」とはされず「努力義務」とされました。

「利用する必要がなくなったとき」とは、個人情報取扱事業者が個人データを取り扱う際に特定した利用目的を達成し、その目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、特定した利用目的は達成されなかったものの、事業自体が中止になった場合などが想定されます（「一問一答 改正個人情報保護法」（商事法務）68 頁）。

### 3 安全管理措置

「個人データの速やかな消去」に関する安全管理措置の構築においては、「個人情報の保護に関する法律についての 経済産業分野を対象とするガイドライン」に規定されている安全管理措置が参考になります。

( 1 ) 個人データの取扱規程に消去・廃棄に関する事項を規定

作業責任者の明確化 ・ 個人データを消去する際の作業責任者の明確化 ・ 個人データを保管している機器、記録している媒体を廃棄する際の作業責任者の明確化

手続の明確化と手続に従った実施 ・ 消去・廃棄する際の手続の明確化 ・ 定められた手続による消去・廃棄の実施

✓ 権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での消去・廃棄作業の実施 ・ 個人データを消去できる端末の、業務上の必要性に基づく限定 ・ 個人データが記録された媒体や機器をリース会社に返却する前の、データの完全消去（例えば、意味のないデータを媒体に1回又は複数回上書きする。）

✓ 個人データが記録された媒体の物理的な破壊（例えば、シュレッダー、メディアシュレッダー等で破壊する。）

作業担当者の識別、認証、権限付与 ・ 個人データを消去・廃棄できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定 ・ ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別 ・ 作業担当者に付与する権限の限定 ・ 個人データの消去・廃棄を行う作業担当者に付与した権限の記録

作業担当者及びその権限の確認 ・ 手続の明確化と手続に従った実施及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認 ・ アクセスの記録、保管、権限外作業の有無の確認

( 2 ) 組織的安全管理措置

・ 個人データの取扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の作業）における作業責任者の設置及び作業担当者の限定